

高知大学学術指導取扱規則

〔 令和元年12月25日
規 則 第 43 号 〕

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）における民間企業、自治体等外部の機関（以下「外部機関等」という。）への学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術指導 外部機関等からの申込を受けて、本学の大学教員（大学教員以外の者であって、部局等の長が認めたものを含む。以下同じ。）がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき本学の職務として指導及び助言を行うことにより、外部機関等の業務活動を支援するもので、外部機関等の持つ技術等に対する指導、評価、助言、試作等の技術指導及び外部機関等が行う事業に関するコンサルティング等をいう。ただし、共同研究や受託研究など別に定めがあるものを除く。
- (2) 指導担当者 学術指導を実施する大学教員をいう。
- (3) 申込者 学術指導を申し込む外部機関等をいう。
- (4) 発明等 学術指導の実施に伴い生じたものであって、高知大学発明規則第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (5) 部局等 各学系、各学部（附属施設を含む。ただし、医学部附属病院を除く。以下同じ。）、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター、各室及び各機構をいう。

(学術指導実施の原則)

第3条 学術指導は、原則として大学教員の職務と同一のもの又は職務の範囲内にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り実施することができる。

- 2 学術指導の過程において新たな研究開発、知的財産権の実施許諾及び研究成果有体物の提供等が必要になったとき並びに発明等が生じたときは、その取扱いを協議し、書面

にて定めるものとする。

- 3 指導担当者は、原則として本学の敷地及び施設内において学術指導を実施する。ただし、申込者が本学以外の場所において学術指導を行うことを希望した場合であって、申込者の施設又は本学以外の適当な場所（以下「申込者の施設等」という。）において学術指導を行うことが適当と学長が認めるときは、申込者の施設等において実施することができる。

（学術指導に要する経費）

第4条 本学は、学術指導料として、次の各号に掲げるところにより、指導料及び間接経費を外部機関等から受け入れるものとする。

- (1) 指導料は、学術指導の依頼を受ける予定の指導担当者（以下「予定指導担当者」という。）と申込者との事前相談の結果を参考として、本学が申込者と協議して定める額とする。ただし、指導料の単価は指導時間1時間につき原則として1万円以上（消費税相当額を除く。）とする。

- (2) 間接経費は、指導料の20パーセントに相当する額とする。

- 2 本学は、学術指導料について、所定の期日までに納めさせるものとする。ただし、申込者との協議により、当該期日について変更することができる。

- 3 本学は、学術指導の遂行上必要がある場合には、外部機関等から学術指導料のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。ただし、当該設備の搬入、撤去及び据付けに要する経費は、申込者が負担するものとする。

（実施条件）

第5条 学術指導の実施の条件は、次のとおりとする。

- (1) 学術指導は、申込者が一方的に中止することはできない。ただし、申込者から中止の申出があった場合には、申込者と協議のうえ、中止することができる。
- (2) 申込者と協議のうえ、やむを得ない理由で学術指導を中止し、又は指導期間を延長したことにより申込者が損害を受けたときは、これに対し本学は責任を負わない。
- (3) 納付された学術指導料は、原則として返還しない。ただし、当該学術指導が一度も実施されなかった場合については、この限りでない。
- (4) 学術指導を中止し、又はその期間を変更したことにより、学術指導料に不用が生じ、申込者から不用になった額について返還の請求があった場合には、返還することがある。

2 前項各号に定めるもののほか、学術指導の承諾に関し必要と認められる条件を付すことができる。

(学術指導の申込)

第6条 申込者は、学術指導申込書(別記様式)を、学長に提出しなければならない。

2 申込者は前項の申込みに当たり、予定指導担当者と指導内容、指導期間、指導実施場所、学術指導料等について、事前相談を行うものとする。

3 前項の事前相談に係る経費は、予定指導担当者に出張が生じた場合の経費及び消耗品が必要な場合の実費を除き、徴収しないものとする。

(受入れの決定等)

第7条 学術指導の受入れは、当該予定指導担当者の属する部局等の長の意見を聴いて、学長が決定するものとする。

2 学長は、学術指導の受入れについて決定したときは、申込者に通知する。

(中止又は期間の延長等)

第8条 申込者は、やむを得ない理由がある場合は、指導担当者と協議のうえ、書面により、学術指導の中止又は期間の延長を申し出ることができる。

2 前項の申出を受けた学長は、やむを得ない理由があると認めるときは、指導担当者の属する部局等の長の意見を聴いて、当該学術指導の中止又は期間の延長を決定することができる。

3 学長は、学術指導の中止又は期間の延長について決定した場合には、その旨を申込者に通知するものとする。

(学術指導の完了報告)

第9条 指導担当者は、学術指導が完了したときは、学術指導完了報告書を作成のうえ、速やかに学長に報告するものとする。

(非保証)

第10条 本学は、学術指導の内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。また、申込者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。

(学術指導に係る成果の公表)

第11条 学術指導の実施状況や得られた成果の公表及び学術指導において知り得た情報の取扱いについて、必要がある場合には、本学と申込者が協議して定めるものとする。

(協力者の参加及び協力)

第12条 指導担当者が、学術指導の遂行上、指導担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、申込者の同意を得たうえで、当該指導担当者以外の者を協力者として学術指導に参加させ、又は協力させることができる。

(秘密保持等)

第13条 指導担当者等は、学術指導の実施にあたり、相手方と合意した学術指導申込書に規定される秘密保持等の事項について遵守しなければならない。

(名称使用)

第14条 学術指導により、申込者が本学の名称、略称等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用することを希望する場合は、事前に本学の同意を得なければならない。本学の役員又は大学教員（指導担当者を含む。）の氏名等を使用することを希望する場合についても、同様とする。

(事務)

第15条 学術指導に関する事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年12月25日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第111号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

高知大学長 殿

所在地 〒
機関名
代表者職・氏名

学術指導申込書

裏面の事項に同意の上、次のとおり学術指導（以下「本学術指導」という。）の実施を申し込みます。

| | | |
|---------------------|-----------------|---|
| 1. 指導題目 | | |
| 2. 指導目的及び内容 | | |
| 3. 指導担当者 | | |
| 4. 指導期間及び 指導予定時間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 合計 時間（1回あたり 時間） | |
| 5. 指導実施場所 | | |
| 6. 学術指導料 | ①指導料 | 円 |
| | ②間接経費（①の20%） | 円 |
| | 合計 | 円 |
| 7. 事務担当者連絡先 | 住所：〒 | |
| | 担当部署・担当者氏名： | |
| | 電話番号： | |
| | E-Mail： | |
| 8. その他 | | |

(裏面)

記

1. 申込者は、学術指導料を国立大学法人高知大学（以下「大学」という。）の定める納付期限までに、大学の指定する方法で支払わなければならない。
2. 申込者は所定の納付期限までに前項の学術指導料を支払わないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条により計算した金額を延滞金として支払わなければならない場合がある。
3. 大学及び申込者は、本学術指導の実施の過程において発明等が生じたときは、その取扱いを協議し、書面にて定めるものとする。
4. 大学及び申込者は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものについて、秘密情報とし、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。
 - (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報
5. 大学及び申込者は、秘密情報を、本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
6. 秘密情報の有効期間は、本学術指導開始の日から学術指導完了後3年間とする。
7. 大学は、本学術指導を実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。
8. 大学は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって申込者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。
9. 申込者は、本学術指導により、大学の名称、略称等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に大学の同意を得なければならない。なお、大学の役員又は教職員（指導担当者を含む。）の氏名等を使用する場合についても、同様とする。
10. 申込者は、やむを得ない理由がある場合は、指導担当者と協議のうえ、書面により、本学術指導の中止又は期間の延長を申し出ることができる。申出を受けた大学は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該学術指導の中止又は期間の延長を決定することができる。
11. 大学は、学術指導を中止し、又は指導期間を延長したことにより申込者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。
12. 本申込書に定めのない事項については、大学及び申込者で協議の上決定するものとする。